

保証の対象外となる業種



信用保証の対象となる業種は、中小企業信用保険法施行令第1条第1項で指定されている業種(※)以外の業種となります。

さらに、一部の業態についても信用保証の対象外となります。

信用保証対象外業種を下表のとおりまとめましたのでご参考ください。

対象外業種一覧	概要
(※) 農業、林業、漁業	食品等栽培、養殖等、育林等。(ただし、林業の中で素材生産及び素材生産サービスを行うもの、また、養鶏業の中で、人工ふ卵設備を有し、鶏卵の人工ふ化を行うもの等は対象となる。)
金融・保険業	金券売買業等(ただし、保険媒介代理店及び保険サービス業は対象となる。)
遊興飲食店	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(以下「風営法」という)第3条第1項(営業の許可)の適正を受けるもの(※) (ただし、営業形態が「主として食事の提供を行うもの」である場合は、風俗営業許可の有無にかかわらず対象となる。 また、「衛生水準を高め、及び近代化を促進する」場合は、風俗営業飲食業保証制度のみの対象となる。) (※)風営法第2条第1項第1号:キャバレー等、同項第2号:スナック、バー、クラブ等、同項第3号:ナイトクラブ等、同項第5号:低照度飲食店(照度10ルクス以下)(喫茶店、バー等)、同項第6号:区画席飲食店(他から見渡すことが困難であり、かつ、その広さが4平方メートル以下である客席の設置)(喫茶店、バー)
娯楽業	競輪・競馬等の競争場、競技団、場外馬券売場、場外車券売場及び競輪・競馬等予想業、パチンコホール、スロットマシン場、芸ぎ業(置屋及び検番を除く) (ただし、まあじゃん屋及びゲームセンターは対象となる。) 性風俗関連特殊営業(※) 平成22年2月より下記全てが対象外となりました。 (※)「店舗型性風俗特殊営業(ラブホテル・店舗型アダルトショップ等)」「(風営法第2条第6項各号に掲げる営業)」「無店舗型性風俗特殊営業(無店舗型アダルトショップ等)」「(同7項各号)」「映像送信型性風俗特殊営業(同8項)」「店舗型電話異性紹介営業(テレホンクラブ)」「(同9項)」「無店舗型電話異性紹介営業(ツーショットダイヤル)」「(同10項)を指す。
その他の生活関連 サービス業	易断所、観相業及び相場案内業(けい線業)
専門サービス業	興信所の中でもっぱら個人の身元、身上、素行、思想調査等を行うもの
その他の事業サービス業	集金業、取立業(ただし、公共料金またはこれに準ずるものは対象) 民間職業紹介業のうち、芸ぎ斡旋業
政治・経済・文化団体、宗教	

(備考)

景気対応緊急保証の創設を受けて、信用保険対象の見直しがなされましたが、**景気対応緊急保証制度等の経営安定関連5号認定を用いた制度について、下記の通り一部例外となる場合があります。**

「遊興飲食店」

下記の3つの要件のいずれも満たす場合のみ対象となります。

- ①一般大衆向けであること
- ②主として食事の提供を行うものであること
- ③歓楽的雰囲気を伴わないこと

「娯楽業」

まあじゃん屋であっても、当該まあじゃん屋の店員が参加する形態で営業されているものについては対象外となります。